# 8. 実施するために何が必要か(家庭・地域との連携・協働、チーム学校等)

#### 未来を担う子供たちのために「次世代の学校」の創生へ ~平成27年12月21日 中教審 3 答申<sup>~</sup> 答申①←教育再生実行会議第7次提言 答申②←教育再生実行会議第7次提言 答申③←教育再生実行会議第6次提言 学校の組織運営改革 教員改革 地域からの学校改革 (⇒チーム学校) (⇒資質向上) (⇒地域参画促進) 校長 養成・採用・研修を通じた ・学校運営の基本方針・学校運営や教育活動 コミュニティ・スクール 校長の 不断の資質向上 ・ダーシップの下 現職研修改革 学校を運営 予算の執行管理、情報管理等により 校長のマネジメントを支える ※共同実施により学校の事務を効率化 ALD CHA (テラン段階 ・管理職研修の充実 学校運営 ・マネジメント力強化 教員 事務職員 協議会 ( 中堅段階 ・ミドルリーダー育成 ・免許更新講習の充実 校長のリーダーシップを応援 よい社会を作るという目標 ・地域のニーズに応える学校づくり 言課程を介して地域社会とつながる チーム研修等の実施 1~数年目 子供 ·英語·ICT等の課題へ対応 要·法改正:地方教育行政法 保護者 授業等の学習指導 生活指導・保護者対応 等 採用段階の改革 地域学校協働本部 採用段階 ・採用試験の共同作成 子供への個別カウンセリング 子供へのカウンセリング等に ・特別免許状の活用 1 , 困窮家庭への福祉機関の紹介 保護者の就労支援に係る助言 等 養成段階の改革 養成段階 インターンシップの導入学校現場や教職を早期に体験

「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員定数の戦略的充実

要·法改正:学校教育法、地方教育行政法

スクール ソーシャル ワーカー

AIA

地域連携の

中核を担う

・土曜日の教育活動

· 放課後子供教室 · 家庭教育支援活動 等

保護者・地域住民・企業等

要·法改正:社会教育法

地域の人々が

気軽に参加して

学校の活動を支援

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」 「地方創生」の実現 98

### 地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み(活動概念図)

◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。

教員を

バックアップする

多様なスタッフ

・教職課程の質向ト

←都道府県が策定

←国が大綱的に提示

要・法改正: 免許法、教員センター法、教特法

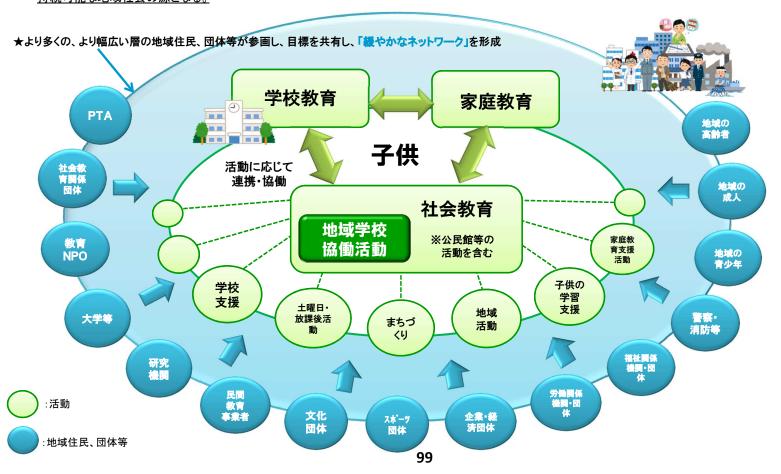
教員育成指標

成指標策定指針

◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、 持続可能な地域社会の源となる。

スクール

カウンセラ



### 教育課程外の学校教育活動や地域主体の教育活動と、教育課程との関係

#### Point 1

「社会に開かれた教育課程」の視点から、授業での学びと教育課程外の多様な教育活動とを関連付けることにより、生徒が、多様な分野の 学びや社会とのつながり、キャリア形成の可能性に触れながら、自分の興味・関心を深く追究する機会を実現し、人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を育成する。



### Point 2

「社会に関かれた教育課程」の理念の下、生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかという教育目標を共有しながら、学校と地域がそれぞれの役割を認識した上で、共有した目標に向かって、共に活動する協働関係を築き、教育活動を充実する。

#### Point 3

教育課程内外の活動が相乗効果を持って生徒の資質・能力の育成に資するものとなるよう、教育課程外の活動についても、生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を共に目指すものとする。生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した教育活動が展開されることが重要であり、短期的な学習成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりするものとならないよう、その実施形態や活動時間の適切な設定など、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。

### 学校と家庭、地域の連携について

- ○学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれると回答している学校の割合は増加傾向。
- 〇小・中学校とも約9割の学校が、保護者や地域の人の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果があったと回答。

学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれますか



### これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)(1/2)

### 背景

- ○教育課程・授業方法の改革<u>(アクティブ・ラーニングの視点からの授業</u> 改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- ○英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- ○「チーム学校」の実現

- | 〇社会環境の急速な変化
- Ⅰ ○学校を取り巻く環境変化
  - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
  - ・学校教育課題の多様化・複雑化

### 主な課題

#### 【研修】

- ○教員の学ぶ意欲は高いが<u>多忙で時間確保が</u>困難
- ○<u></u> **○ ○ ○ ら学び続けるモチベーションを維持できる環** 境整備が必要
- 〇<u>アクティブ・ラーニング型研修</u>への転換が必要
- ○初任者研修・十年経験者研修の<u>制度や運用の</u> 見直しが必要

#### 【採用】

- 〇優秀な教員の確保のための<u>求める教員</u> 像の明確化、選考方法の工夫が必要
- 〇<u>採用選考試験への支援方策</u>が必要
- 〇採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要

#### 【養成】

- ○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基 盤的な学修」という認識が必要
- ○<u>学校現場や教職に関する実際を体験させ</u> る機会の充実が必要
- ○教職課程の質の保証・向上が必要
- ○教科·教職に関する科目の分断と細分化 の改善が必要

#### 【全般的事項】

- ○大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
- 〇幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
- 〇新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

【免許】〇義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

102

### これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)(2/2)

○ 養成・採用・研修を通じた方策~「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援~

ベテラン段階 より広い視野で役割を果 たす時期

中堅段階

#### 十 **主 4又 P日** 「チーム学校」の一員とし

「チーム学校」の一員として専門性を高め、連携・協働を深める時期

1~数年目

教職の基盤を固める時期

採用段階

養成段階

「学び続ける教師」の基礎 力を身につける時期

教員育成指標

採用段階の改革

現職研修の改革

. .

### 【継続的な研修の推進】

- 校内の研修リーダーを中心とした体制作りなど校内研修推進のための支援等の充実
- ・ メンター方式の研修(チーム研修)の推進
- 大学、教職大学院等との連携、教員育成協議会活用の推進
- 新たな課題(英語、道徳、ICT、特別支援教育)やアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善等に対応した研修の推進・支援

#### 【初往研议单】

- ・ 初任研運用方針の見直し(校内研修の重視・校外研修の精選)
- ・2,3年目など<u>初任段階の教員への研修との接続</u>の促進

#### 【十年研改革】

- 研修実施時期の弾力化
- 目的・内容の明確化(ミドルリーダー育成)

#### 【管理職研修改革】

- 新たな教育課題等に対応したマネジメント力の強化
- ・ 体系的・計画的な管理職の養成・研修システムの構築

#### | 体系的 前回的な自生戦の後

- 円滑な入職のための取組(教師塾等の普及)
- 教員採用試験の共同作成に関する検討特別免許状の活用等による多様な人材の確保
- 新たな課題(英語、道徳、ICT、特別支援教育)やアクティブ・ラーニングの視点からの授業 改

養成内容の改革



- 教職課程に係る質保証・向上の仕組み(教職課程を統括する組織の設置、教職課程の評価の推進など)の促進
- ・ 「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の統合など科目区分の大くくり化

- 【現職研修を支える基盤】

(独)教員研修センターの機能強化(研修ネットワークの構築、調査・分析・研究開発を担う全国的な拠点の整備)

教職大学院等における履修証明制度の活用等による教員の資質能力の高度化

- 研修機会の確保等に必要な<u>教職員定数の拡充</u>
- 研修リーダーの養成、指導教諭や指導主事の配置の充実
- 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備
  - 教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築 教育委員会と大学等の協働による<u>教員育成指標、研修計画の全国的な整備</u>
- 103 グローバル化や新たな教育課題などを踏まえ、国が大綱的に<u>教員育成指標の策定指針</u>を提示、<u>教職課程コアカリキュラム</u>を関係者が共同で作成

### チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申) 概要

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、 本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

#### 1. 「チームとしての学校」が求められる背景

### (1)新しい時代に求められる資質・能力を育む 教育課程を実現するための体制整備

- ○新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「<u>社会に</u> **開かれた教育課程**」を実現することが必要。
- ○そのためには、「<u>アクティブ・ラ</u> ング」の視点を踏まえた指導方法の不 断の見直しによる授業改善や「カリ <u>マネジメント</u>」を通した組織 運営の改善のための組織体制の整備が必要



### (3)子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- ○我が国の教員は、学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している。
- ○我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の<u>専門スタッフの配置が少ない</u>。
- ○我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

### 2.「チームとしての学校」の在り方

#### (1)「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員ー人ー人が力を発揮できる環境の整備」の<u>3つ**の視点に沿って検討**を行い、**学校のマネジメントモ**</u> デルの転換を図っていくことが必要である。

### (2)「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

学校と家庭、地域との連携・協働によって、<mark>共に子供の成長を支えていく体制を作る</mark>ことで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようすることが重要である。 また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく必要がある。

0(3)国立学校や私立学校における「チームとしての学校」 国立学校、私立学校については、その位置付けや校種の違いなどに配慮して、各学校の取組に対する必要な支援を行うことが重要である。

### 104

〈学校の役割拡大による業務量増〉 ◆ 家庭・地域の環境・教育力低下 ◆ 児童生徒への指導の困難化 ◆ 伊ローバル化・知識基盤社会化に 件う新しい教育への対応 ◆ 湖明責任の増大

通学路の安全確保

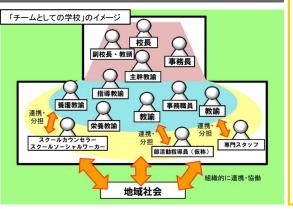
学校外での生徒指

保護者対応

特別支援教育

学校評価·外部

### 3. 「チームとしての学校」を実現するための 具体的な改善方策



### (1)専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指 導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務 内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

### ①教職員の指導体制の充実

- ○アクティブラーニングの視点からの授業 改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外 国人児童生徒等の増加、子供の貧困等 に対応した必要な教職員定数の拡充
- ○指導教諭の配置促進等による指導体制 の充実

#### ③地域との連携体制の整備

○地域との連携を推進するため、地域連携 担当教職員(仮称)を法令上明確化

### ②教員以外の専門スタッフの参画

(2)複雑化・多様化した課題を解決する

ための体制整備

〇いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応

○課題の複雑化·多様化に伴い、<u>心理や福祉等の専門性</u>が求められている。

など、学校の抱える課題が複雑化・多様化。 〇貧困問題への対応など、学校に求められる役割が拡大

授

現在の学校の役割

生徒指導

授

- 〇心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位 置付けを明確にし、配置充実につなげるため、ス クールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを 法令に位置付け
- ○学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配 置を充実
- ○教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等 を行うことができる職員として、部活動指導員(仮 称)を法令に位置付け
- ○医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するた め、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

### (2)学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能 を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

#### ①管理職の適材確保

- ○教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験 させることによる、管理職の計画的な養成
- ○マネジメント能力を身に付けさせるための管理職 研修を充実させるためのプログラムの開発

### ②主幹教諭制度の充実

- ○管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の 拡充による主幹教諭の配置の促進
- 〇主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、 具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プ ログラムを開発

- ○事務職員について、管理職を補佐して学校運営に 関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- ○学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同 実施組織について、法令上明確化

#### (3)教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

### ①人材育成の推進

- ○教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果 を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映
- ○教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、 文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単 位等の取組を表彰

#### ②業務環境の改善

- O「学校現場における業務改善のためのガイドライン」 等を活用した研修を実施
- ○教職員が健康を維持して教育に携わることができる よう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメン タルヘルス対策を推進 105

#### ③教育委員会等による学校への支援の充実

- ○学校の指導方法の改善等を支援するため、小規 模市町村において、専門的な指導・助言を行う指 導主事の配置を充実
- ○弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支 援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

### 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (H27.12 中央教育審議会答申)のポイント

### 第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方

### <教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性>

- ◆地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化。
- ◆「社会に開かれた教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂や、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や 地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。
- ◆これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相 互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

### <これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿>

### 地域とともにある学校への転換

■開かれた学校から一歩踏み出し、地域の 人々と目標やビジョンを共有し、地域と一 体となって子供たちを育む「地域とともに ある学校」に転換。

### 子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

■地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を 図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力 し、地域全体で学びを展開していく「子供も大 人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総 合的な体制として構築。

### 学校を核とした地域づくりの推進

■学校を核とした協働の取組を通じて、地域の 将来を担う人材を育成し、自立した地域社会 の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づ くり」を推進。

#### 第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策

#### <これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方>

(コミュー :ティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性)

- ◆学校運営協議会の目的として、**学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割**を明確化する必要。
- ◆ 現行の学校運営協議会の機能 (校長の定める学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見) は引き続き備えるこ ◆ 学校運営協議会において、学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組みとする必要。

  ◆ 学校のリーダーシップの発揮の観点から、学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みとする必要。

- ◆小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、<mark>複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組み</mark>とする必要。

### (制度的位置付けに関する検討)

- ◆学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、 コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、<mark>地域と**の連携・協働体制が組織的・継続的に確立**される</mark>。
- ◆このため、<mark>全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべき</mark>であり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その 際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、<mark>教育委員会が、積極的にコミュニティ・スク</mark>-106 推進に努めていくよう制度的位置付けを検討。

#### <コミュニティ・スクールの総合的な推進方策>

- ◆国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、<mark>財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための方策を総合的に講じる必要</mark>。
  - ○様々な類似の仕組みを取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大 ○学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
  - ○学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上 ○地域住民や保護者等の多様な主体の参画の促進
- ○コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実 ○幅広い普及・啓発の推進
- ◆都道府県教育委員会:都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、知事部局との連携・協働、全県的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・ 内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進など
- :市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、首長部局との連携・協働、未指定の学校における導入等の推進など ◆市町村教育委員会

#### 第3章 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方

### <地域における学校との協働体制の今後の方向性> 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- ◆地域と学校がパートナーとして、<mark>共に子供を育て、共に地域を創る</mark>という理念に立ち、<mark>地域の教育力を向上</mark>し、<mark>持続可能な地域社会をつくる</mark>ことが必要。
- ◆地域と学校が<u>連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として積極的に推進</u>することが必要。
- ◆従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動をベースに、「支援」から<u>「連携・協働」</u>、個別の活動から<u>「総**合化・ネットワーク化」**を目指す</u> 新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要。
- ◆地域学校協働本部には、①<mark>コーディネート機能</mark>、②<mark>多様な活動</mark>(より多くの地域住民の参画)、③<mark>持続的な活動</mark>の<u>3 要素が必須</u>。

### 地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す

- ◆都道府県・市町村において、それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、<mark>地域学校恊働活動を積極的に推進</mark>。国はそれを総合的に支援。
- ◆地域住民や学校との連絡調整を行う<u>「<mark>地域コーディネーター」</u>及び複数のコーディネーターとの連絡調整等を行う<mark>「統括的なコーディネ-</mark></u></mark> 配置や機能強化(持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等)が必要。

#### <地域学校協働活動の総合的な推進方策>

- ◆国:全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策の実施が必要。
  - ○地域学校協働活動推進のための体制整備の必要性及びコーディネーターの役割・資質等について明確化
  - ○各都道府県・市町村における推進に対する財政面の支援 ○都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援 等
- ◆都道府県教育委員会:都道府県としてのビジョンの明確化・計画の策定、市町村における推進活動の支援、都道府県立学校に係る活動体制の推進 等
- : 市町村としてのビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実 ◆市町村教育委員会

#### 第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方

◆コミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が相互に補完し高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくこ 107  $\underline{$ とが必要</u>であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。

### 学校現場における業務の適正化に向けて

次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告(概要)①

- ○学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、教員の長時間労働の実態が明らかに。
- ○これからの時代を支える創造力をはぐくむ教育へ転換し、複雑化・困難化した課題に対応できる 「次世代の学校」を実現するため、教員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境へ。
- ○教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保するための改善方策を提案。

### 1. 教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する

学校や教員の業務の見直しを推進し、教員が担うべき業務に専念できる環境整備を推進

業務改善と学校指導体制の整備を、両輪として一体的に推進

### 業務改善

- ◆教員の行う業務の明確化
  - ・<u>事務職員の職務内容の見直し</u> 業務アシスタント(仮称)の検討
  - ・民間ノウハウの活用の促進
- ◆給食費等徴収管理業務からの解放
- ◆統合型校務支援システムの整備

両輪として一体的に推進

### 学校指導体制の整備

教育課題に対応した教職員定数 SC、SSWの配置拡充 マネジメントを担う事務職員等の 定数改善

重点課題

※次世代の学校指導体制 T F に沿って着実に推進

### 2. 部活動の負担を大胆に軽減する

生徒の多様な体験の充実、健全な成長の促進の観点からも、部活動の適正化が必要

### 休養日の明確な設定等を通じた運営の適正化等を促進

- ◆毎年度の調査\*を活用し、各中学校の休養日の設定状況を把握し改善を徹底
- ◆総合的な実態調査、スポーツ医科学等の観点からの練習時間や休養日等の調査研究
- ◆運動部活動に関する総合的なガイドラインの策定
- ◆中体連等の大会規定の見直し
- ◆部活動指導員(仮称)の制度化・配置促進等

\*全国体力・運動能力、運動習慣等調査

108

### 学校現場における業務の適正化に向けて

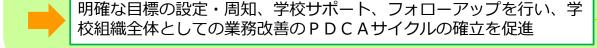
次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告(概要)②

### 3. 長時間労働という働き方を改善する

業務改善を断行するためには、<mark>働き方そのものの価値観の転換</mark>が必要 国、教育委員会、学校の<u>パッケージの取組(明確な目標設定と、適切なフォローアップ・支援)</u> により、実効性を確保

### 長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくり

- ◆勤務時間管理の適正化(GP発信、長時間労働是正のための周知・啓発キャンペーンの実施)
- ◆教員の意識改革((独)教員研修センターの管理職等研修の見直し)
- ◆メンタルヘルス対策の推進





### 4. 国・教育委員会の支援体制を強化する

◆省内に「学校環境改善対策室」(仮称)を設置、業務改善アドバイザーを配置し自治体等に派遣

# 次期学習指導要領改訂に向けて



最近よく「アクティブ・ラーニング」っていう言葉が出てるけど・・・。グループでの話し合いはいつもやってます!何か新しい手法なの?

「カリキュラム・マネジメント」・・・。マネジメントするのは管理職でしょ。





# その疑問に お答えします!

○ 教育課程特別部会における論点整理について(報告)

論点整理

検索

○ 次期学習指導要領改訂へ向けた解説動画 【文部科学省動画チャンネル】

学習指導要領改訂 解説動画

検索

社会に開かれた 教育課程 育成すべき 資質・能力の 明確化

「論点整理」 ~新しい学習指導要領 が目指すべき姿~ アクティブ・ ラーニング の視点から の学習・指 導方法の 改善



私たちが社会で活躍する2030年頃の 社会ってどうなっているんだろう?

- 人工知能の進化やグローバル化など、社会の変化が加速度的となり、未来を予測することが困難な時代です。
- 社会がどのように変化しても、多様な人々とのつながりを保ちながら自らの人生を切り拓き、新たな価値を生み出しながら持続可能な社会を創造していくことが重要になります。

学校教育の役割 とは? 「論点整理」では、新しい学習指導要領が目指すべき姿を示しています。「社会に開かれた教育課程」の理念の実現へ向けて、「カリキュラム・マネジメント」の充実など、今からでも実施できることについてはぜひ取り組んでいきましょう。

11(

9. 小・中・高等学校それぞれにおける 諸課題への対応(小学校)

### 小学校段階で育成すべき資質・能力について

### 小学校段階で育成すべき資質・能力 <論点整理(抄)>

- 小学校においては、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎」を培うこと及び「国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質」を養うことを目的とする義務教育のうち、基礎的なものを施すことが目的である。幼児教育までの学びを生かしながら、小学校段階において育むべき資質・能力を、三つの柱に沿って、教育課程全体及び教科等ごとに明確化し、中学校以後の学びに円滑に接続させることが求められる。
- その中で、現行学習指導要領の各教科等の授業時数や指導内容を前提としつつ、2. (2)②に示した「特にこれからの時代に求められる資質・能力」を踏まえ、関連する各教科等の改善を図るとともに、教科等における具体的な指導内容によって育まれる資質・能力の関係性を可視化していくことが必要である。

112

### 教科等の担任制の実施状況(公立小)

### 教科等の担任制の実施状況(公立小学校)

※教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。

教科 学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	3. 3%		5. 1%		1.3%	12.4%	4.8%		6.0%	
第2学年	5. 9%		7. 1%		1.8%	20.8%	9. 5%		7.0%	
第3学年	10.3%	5. 7%	15. 5%	20.8%		42. 5%	17. 2%		7. 9%	
第4学年	11.1%	6. 9%	17. 6%	31. 3%		51. 1%	21.3%		8. 7%	
第5学年	11.6%	14. 1%	20.8%	45. 3%		57. 4%	22.0%	34. 7%	11. 1%	12.9%
第6学年	11.6%	15. 2%	20.4%	48.9%		60. 2%	22. 9%	36. 5%	12.2%	13.6%

### 小学校の授業時数の考え方

○ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」 (平成20年1月中央教育審議会)(抜粋)

- 6. 教育課程の基本的な枠組み
- (1)小・中学校の教育課程の枠組み
- ② 小学校の授業時数(年間の総授業時数)
- 〇 (前略)小学校第4学年から第6学年にかけては現在の週27コマから1コマ増加し、 週28コマを年間35週以上にわたって行うこととなる。これについては、学校では、一 週間の中で、
  - ・ 各教科等の授業以外にも、特別活動として児童会活動やクラブ活動が行われているほか、個別の児童に対する補充指導や生徒指導といった取組もなされている、
  - 9. にあるとおり学校が組織力を高め、教育課題に組織的に対応するに当たっては、校長や副校長、教頭、主幹教諭、教師との間の情報交換や意思疎通のための時間の確保なども必要である。

ことなどから、学習指導要領上の標準授業時数を増加する場合、週28コマが限度と考えられる。

114

### 小学校の年間総授業時数について(イメージ)

### ◆年間の授業週数

年間週数(52週)

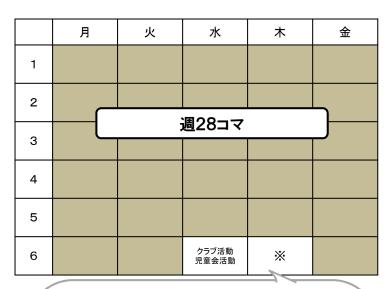


### 平均的な週数(40週)

※22年度実績(小学校5年生)。 「平成25年度公立小・中学校における 教育課程の編成・実施状況調査の結果」による

- 始業式、終業式等の儀式的行事
- 学芸会、鑑賞会等の文化的行事
- 運動会等の健康安全・体育的行事
- 遠足:集団宿泊的行事
- 地域社会の清掃活動、福祉施設との交流活動等の勤労生産·奉 仕的行事
- 感染症や気象警報等による臨時休業日の振替 等

### **◆**週あたりの授業コマ数(4年生~6年生)



※ 個別の児童に対する補充指導や生徒指導、 学習や生活上の指導についての職員の情報 連絡といった取組に充てられる時間

# 小・中学校の教科等の構成と標準授業時数

### 小学校の各教科等の時数(1週当たり単位時間)

※1単位時間は45分、授業は年間35週[1年生は34週】

	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	道 <b>徳</b> ※	外国語 活動	総合的な学 習の時間	特別 活動	合計
1年生	9	-	4	-	3	2	2	-	3	1	-	-	1	25
2年生	9	-	5	-	3	2	2	-	3	1	-	-	1	26
3年生	7	2	5	2.6	-	1.7	1.7	-	3	1	-	2	1	27
4年生	7	2.6	5	3	-	1.7	1.7	-	3	1	-	2	1	28
5年生	5	2.9	5	3	-	1.4	1.4	1.7	2.6	1	1	2	1	28
6年生	5	3	5	3	-	1.4	1.4	1.6	2.6	1	1	2	1	28

### 中学校の各教科等の時数(1週当たり単位時間)

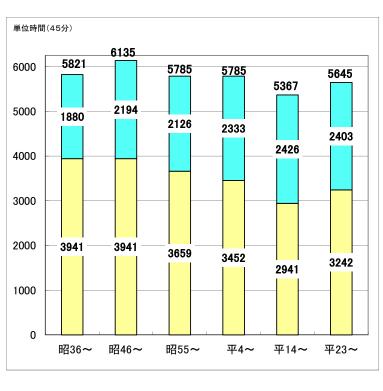
※1単位時間は50分、授業は年間35週

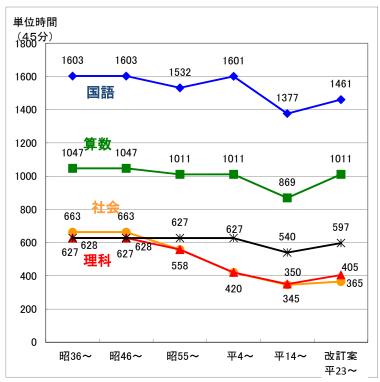
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術•	外国語	<b>道徳</b> ※	総合的 な学習 の時間	特別 活動	合計
1年生	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1	1.4	1	29
2年生	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	2	1	29
3年生	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	2	1	29

※道徳については、小学校で平成30年度、中学校で平成31年度から「特別の教科」として位置づけられる。時数の変更はない。

116

### 小学校授業時数の推移





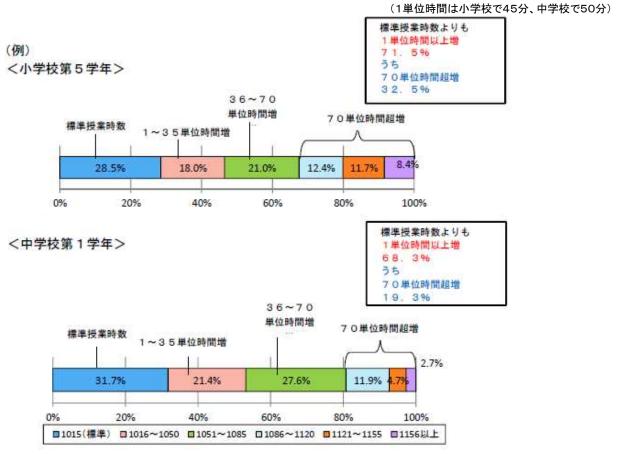
: 国語, 社会, 算数, 理科の授業時数の合計

: 上記以外の教科等の授業時数の合計

※昭和46年度実施のグラフについては、当時、特別活動の授業時数は規定されていなかったものの、学習指導要領において特別活動の一部に充てることが望ましいとされていた時数を加えたものを総授業時数としている。 117

### 各学校における教育課程の編成状況 (公立小・中学校)

### 年間総授業時数(単位時間)の設定状況



平成25年度 教育課程編成・実施状況調査より

118

### 小学校の授業の1単位時間

- O学校教育法施行規則第51条別表第1 備考
  - 1 この表の授業時数の<u>1単位時間は、45分</u>とする。

### ○総則(第1章第3の3)

各教科等のそれぞれの<u>授業の1単位時間は、各学校において、</u>各教科等の年間授業時数を確保しつつ、<u>児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定める</u>ものとする。

### 【参考】中学校学習指導要領 総則

### 第3 授業時数等の取扱い

- 3. ・・・なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を<u>当該教科の年間授業時数に含めることができる</u>。
- (注) 原則として学級担任がすべての教科等の指導を行う小学校においては、同様の規定は設けていないが、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断に基づき、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行った場合、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることは可能である。

# 小学校の授業の1単位時間

### ○小学校学習指導要領解説総則編(4 授業の1単位時間(第1章第3の3))

授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、児童の学習についての集中力や持続力、 指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果をあげ得るかという観点から決定する 必要がある。

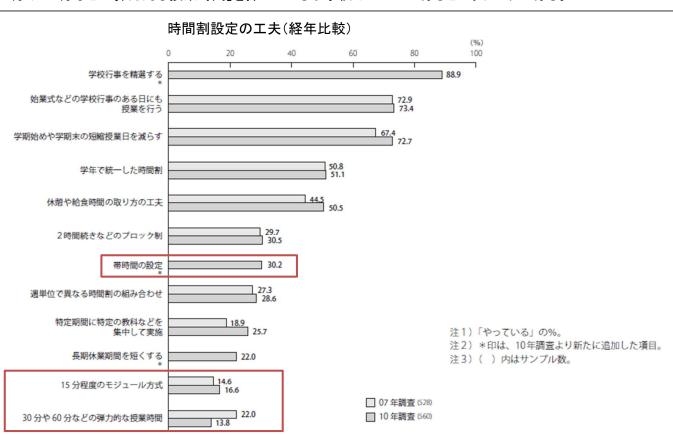
各教科等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、各学校において定めることとした。 これは、例えば、実験や観察の際の理科の授業は60分で行うことや計算や漢字の反復学習を10分間程度の短い時間を活用して行うことなど、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動によっては授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合もあることを考慮したものである。特に、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要であり、例えば、道徳の時間や特別活動(学級活動)の授業を毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。また、10分間程度の短い時間を活用して児童が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となることは言うまでもない。

各授業時数の1単位時間を定めるに当たっては、学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数の1単位時間は45分とするとの規定は従前どおりとしており、総則でいう「年間授業時数を確保しつつ」という意味は、あくまでも授業時数の1単位時間を45分として計算した学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数を確保するという意味であることに留意する必要がある。すなわち、各教科等の年間授業時数は各教科等の内容を指導するのに実質的に必要な時間であり、これを確保することは前提条件として考慮されなければならないということである。また、具体的な授業の1単位時間は、指導内容のまとまりや学習活動の内容を考慮して教育効果を高める観点に立って、教育的な配慮に基づき定められなければならない。

120

### 週時程の工夫や短時間学習等について

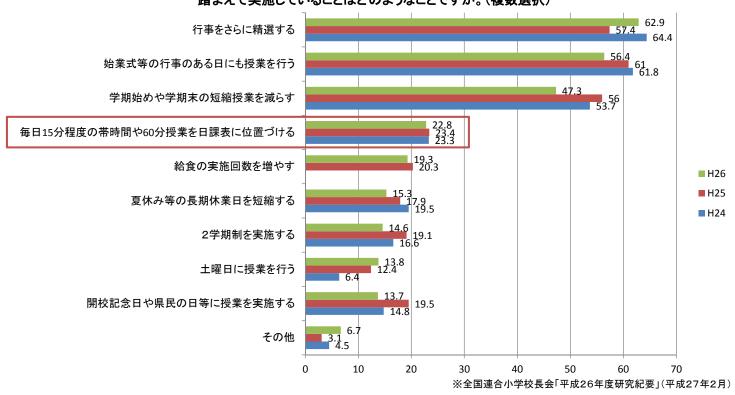
時間割設定の工夫として、「帯時間」を採っている小学校は30.2%、「15分程度のモジュール方式」を採っている小学校は16.6%、「30分や60分などの弾力的な授業時間」を採っている小学校は13.8%あるというデータがある。



### 週時程の工夫や短時間学習等について

授業時数の確保のため、「毎日15分程度の帯時間や60分授業を日課表に位置づける」ことを行っている小学校は、22.8%あるというデータがある。

あなたの学校で、確かな学力を確立するための必要な授業時数の確保に関して、前年度の課題を 踏まえて実施していることはどのようなことですか。(複数選択)



122

### 週時程の工夫や短時間学習等について

○ A小学校における例(午前の始業前に設定している例)

各学級において朝読書。月曜及び水曜は「はりきりタイム」と合わせて児童朝会や各種集会活動等の全校での活動。

	時 程	月	火	水	木	金
児童登校 朝の準備	8:15~ 8:25					
朝の時間	8:25~ 8:35	児童朝会	朝読書	体育朝会 音楽朝会 兄弟学年	朝読書	朝読書
はりきり タイム	8:35~ 8:45	マーチング	はりきり	下校班	はりきり	はりきり
話し合い	8:45~ 8:50					
1時間目	8:50~ 9:35					

各学級における担任からの指導、係等からの連絡など

各学級において漢字や計算の練習等基礎的・基本的知識・技能の定着

### 週時程の工夫や短時間学習等について

### ○ B小学校における例(午後の授業前に設定している例)

昼休み・清掃終了後に、English Timeを実施。

	11:35~ 12:20										
昼休み・清掃											
h	13:45~ 13:50										
	13:50~ 14:35										
	h	11:35~ 12:20 h 13:45~ 13:50~	11:35~ 12:20 <b>昼休み・</b> 13:45~ 13:50~	11:35~ 12:20 <b>昼休み・清掃</b> 13:45~ 13:50	国 11:35~ 12:20 昼休み・清掃 h 13:45~ 13:50	■ 12:20 <b>昼休み・清掃</b> 13:45~ 13:50  13:50~					

語彙や表現等の繰り返し学習を、年間を通して計画立てて行う。

124

### 短時間学習による学力の向上(小学校の事例)

全国学力・学習状況調査において、前年度はA問題、B問題ともに平均正答率が全国を下回っていたが、下記の様な短時間学習の取り組みを行うことにより、平成20年度調査において、A問題、B問題ともに全国との差が縮まり、特に算数のA問題においては全国を上回る結果を残すことができた事例がある。

### 全国学力・学習状況調査の結果に寄与したと考えられる取組

国立教育政策研究所 全国学力・学習状況調査において特徴ある 結果を示した学校における取組事例集(平成21年)より作成

### ○15分×3のモジュール学習「集中タイム」の導入

- ・ <u>毎週3回1時間目を「集中タイム」</u>とし、45分間の授業を15分間ずつ3つのモジュールに分割して基礎的な学習の内 <u>容を取扱い授業とする。</u>(授業時数の計算に当たっては、3回で1単位時間と計算)
- ・ 1モジュール(15分)は、更に短い5分~10分程度のプログラム(活動)の組合わせによって構成する。
- ・ <u>発声練習・音読・フラッシュカードを使った学習等</u>、大きな声を出したり、素早く反応したりすることにより脳の活性化をねらう。
- 読む・書く等の反復練習により、学習の定着を目指す。
- リズム良く、集中して実施するため、あらかじめ板書の内容は紙でつくっておくとともに、教具等の配付にも手間がかからないように準備しておく。
- 教員の指示はできるだけ少なく短くするように努める。
- ・ 学習に変化をもたせ、児童の集中力を維持するため、<u>3モジュール同じような内容を連続させず、モジュール1は国</u>語、モジュール2は算数、モジュール3は学年できめた様々な教科の内容を取扱うこととしている。

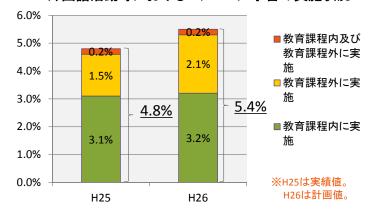
### 〇朝のチャレンジタイム ~みんなで統一した取組を~

- ・ 火曜日の朝タイム(15分間)を使い、基礎的な計算問題(実施5分、答え合わせ5分、カード記入等5分)取り組む。
- ・ 問題は当面「10の合成」「くり上がり・くり下がりのある足し算、引き算」「100マス九九」とし、問題プリントは、表計算ソフトを使い自動生成する。
- 児童には「個人カード」を持たせ、得点とタイム、コメントを記入させる。
- 5回ごとに総括し、その効果や問題点・改善点について話し合いながら進める。

### 外国語活動等におけるモジュール学習の活用状況

- 平成25年度は4.8%の学校が実施しており、平成26年度は 5.4%の学校が実施予定である。
- その実施については、平成25年度は3.1%の学校が「教育課程内」に実施しており、1.5%の学校が「教育課程外」に実施している。平成26年度は3.2%の学校が「教育課程内」に実施予定であり、2.1%の学校が「教育課程外」に実施予定である。

### 外国語活動等におけるモジュール学習の実施状況



### モジュール学習における指導者および教材の状況

- モジュール学習(教育課程内に実施)における指導者は、平成25年度は「学級担任」が59.6%と最も多く、次いで「学級担任及びALT等」が22.5%である。
- モジュール学習(教育課程内に実施)における使用教材は、平成 25年度は「自作テキスト・絵カード・ビデオ」が72.9%と最も多 く、次いで「自作デジタル教材・ビデオ」が44.8%である。

#### モジュール学習の年間指導計画作成・回数等の状況

- モジュール学習(教育課程内に実施)の年間指導計画は、平成25年度は83.3%の学校が作成している。
- モジュール学習(教育課程内に実施)の回数等の状況は、平成25 年度は「15分以上20分未満」かつ「週3回」が25.3%と最も多く、次いで「20分以上」かつ「週1回」が14.2%となっている。

	5分未満			分以上 分未満		分以上 分未満		♪以上 ♪未満	20	分以上
1回	7	1.1%	31	4.7%	45	6.8%	90	13.6%	94	14.2%
2回	1	0.2%	3	0.5%	19	2.9%	14	2.1%	26	3.9%
3回	0	0.0%	1	0.2%	18	2.7%	168	25.3%	0	0.0%
4回以上	2	0.3%	60	9.0%	37	5.6%	28	4.2%	19	2.9%

※時間は1回当たりの時間とする。年間を通じて時間が均一でない場合は、平均的な時間とする。

126

# 教員の1日の業務の内訳 教員の勤務実態調査より

#### 4 教諭

	л <b>н</b>	労働時	間(持帰り	Jを含む)	労働時	間(持帰りる	を含まない)	져	。 業時間②	0)	持口	帰り時間	
			)+2+(			1+2							
<u> </u>			中学校	全体	小学校		全体	小学校		全体	小学校		全体
Δ	a 朝の業務	0:33	0:37	0:35	0:33	0:36	0:35	0:05	0:05	0:05	0:00	0:00	0:00
	b 授業	4:05	3:21	3:41	4:05	3:21	3:41	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
В	c 授業準備	1:08	1:10	1:09	0:55	1:04	1:00	0:25	0:20	0:23	0:13	0:05	0:09
Α	d 学習指導	0:09	0:06	0:07	0:09	0:05	0:07	0:00	0:01	0:00	0:00	0:00	0:00
В	e 成績処理	1:17	1:27	1:23	0:57	1:15	1:07	0:25	0:34	0:30	0:19	0:12	0:15
	f 生徒指導(集団)	1:21	1:09	1:15	1:20	1:09	1:14	0:01	0:03	0:02	0:00	0:00	0:00
	g 生徒指導(個別)	0:05	0:21	0:14	0:05	0:21	0:13	0:00	0:04	0:02	0:00	0:00	0:00
Α	h 部活動・クラブ活動	0:05	0:26	0:16	0:05	0:26	0:16	0:01	0:10	0:05	0:00	0:00	0:00
	i 児童会・生徒会指導	0:04	0:05	0:04	0:04	0:05	0:04	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
	j 学校行事	0:10	0:12	0:11	0:10	0:11	0:11	0:01	0:02	0:02	0:00	0:00	0:00
В	k 学年・学級経営	0:17	0:26	0:22	0:13	0:25	0:19	0:05	0:06	0:05	0:03	0:01	0:02
	I 学校経営	0:17	0:18	0:18	0:16	0:17	0:17	0:05	0:07	0:06	0:00	0:00	0:00
C	m 会議・打合せ	0:29	0:33	0:31	0:29	0:32	0:31	0:07	0:11	0:09	0:00	0:00	0:00
	n 事務・報告書作成	0:16	0:19	0:17	0:13	0:17	0:15	0:06	0:07	0:07	0:02	0:01	0:02
	o 校内研修	0:10	0:03	0:06	0:10	0:03	0:06	0:01	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
	p 保護者・PTA対応	0:14	0:15	0:15	0:14	0:15	0:14	0:02	0:04	0:03	0:00	0:00	0:00
D	q 地域対応	0:00	0:01	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
	r 行政・関係団体対応	0:00	0:01	0:00	0:00	0:01	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
	s 校務としての研修	0:08	0:06	0:07	0:08	0:06	0:07	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
С	t 会議	0:05	0:06	0:06	0:04	0:06	0:05	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00
	u その他の校務	0:11	0:14	0:13	0:10	0:13	0:12	0:03	0:05	0:04	0:01	0:01	0:01
	v 休憩・休息	0:05	0:08	0:07	0:05	0:08	0:06	0:00	0:01	0:01	0:00	0:00	0:00
	合 計 (a~u)	11:13	11:25	11:20	10:29	10:58	10:45	1:34	2:09	1:53	0:44	0:26	0:34
Α	児童生徒の指導に直接的にかかわる業務	6:35	6:20	6:27	6:34	6:18	6:25	0:11	0:28	0:20	0:01	0:01	0:01
В	児童生徒の指導に間接的にかかわる業務	2:43	3:04	2:54	2:06	2:44	2:27	0:55	1:02	0:59	0:36	0:19	0:27
С	学校の運営にかかわる業務及びその他の校務	1:39	1:42	1:41	1:33	1:38	1:36	0:24	0:33	0:29	0:05	0:04	0:05
D	外部対応	0:15	0:18	0:17	0:15	0:17	0:16	0:02	0:05	0:04	0:00	0:00	0:00

教員の勤務実態調査 第6期:平成18年11月20日(月)から平成18年12月17日(日) 127

### 教員の1週間の勤務イメージ

### 教員の勤務実態調査等を参考にした、小学校教員の1週間の勤務の例(イメージ)

勤務時間8:00~16:30(うち勤務時間7:45,休憩時間0:45)として計算。勤務時間や登下校時間等は市町村、学校により異なる。

	月	火	水	木	金							
8:00~8:45		朝の業務(職員朝	礼、朝活動(読書等)	、朝の会等)、準備等								
8:45 <b>~</b> 9:30		1時間目										
9:40~10:25	2時間目											
10:45~11:30	3時間目											
11:40~12:25	4時間目											
12:25~13:55	給食・昼休み・清掃											
14:00 <b>~</b> 14:45			5時間目									
14:55 <b>~</b> 15:40	6時間目	児童会・クラブ等	6時間目	帰りの会、下校指導 研修・職員会議等	6時間目							
15:40 <b>~</b> 16:00		帰りの会、下校指導			帰りの会、下校指導							
	会議、打ち合わせ、授業準備等											
16:30		128 勤務時間終了 128										

### 小学校学習指導要領(平成20年3月告示)における幼稚園教育との連携に係る主な規定

### 小学校

### 第1章 総則 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、<mark>幼稚園や保育所</mark>、中学校及び特別支援学校など<mark>との間の連携や交流を図る</mark>とともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

### 第2章 各教科 第5節 生活 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1(3)国語科, 音楽科, 図画工作科など他教科等との関連を積極的に図り, 指導の効果を高めるようにすること。特に, 第1学年入学当初においては, 生活科を中心とした合科的な指導を行うなどの工夫をすること。

### 第2章 各教科

第1節 国語

第3 指導計画の作成と内 容の取扱い

1(6)低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における言葉に関する内容などとの関連を考慮すること。

第2章 各教科

第6節 音楽

第3 指導計画の作成と内 容の取扱い

1(4)低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

第2章 各教科

第7節 図画工作

第3 指導計画の作成と内 容の取扱い

1(5)低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。

他の教科

道徳

外国語活動

総合的な学習の 時間

特別活動

### (参考) 幼稚園教育要領(平成20年3月告示)における幼小接続の規定

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項
  - 1 一般的な留意事項
- (9) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。
  - 2 特に留意する事項
- (5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

※幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針においても、小学校との連携に関する規定がある。

130

### 小学校におけるスタートカリキュラムについて

### スタートカリキュラムとは

小学校へ入学した子供が、**幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、**主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラム

#### (参考)小学校学習指導要領解説 生活編

例えば、4月の最初の単元では、学校を探検する生活科の学習活動を中核として、国語科、音楽科、図画工作科などの内容を合科的に扱い大きな単元を構成することが考えられる。こうした単元では、児童が自らの思いや願いの実現に向けた活動を、ゆったりとした時間の中で進めていくことが可能となる。大単元から徐々に各教科に分化していくスタートカリキュラムの編成なども効果的である。

### 幼児期 学びの芽生え

- ・楽しいことや好きなことに集中する ことを通して、様々なことを学んでい く。
- ・遊びを中心として、頭も心も体も動かして様々な対象と直接関わりながら、総合的に学んでいく。
- ・日常生活の中で、様々な言葉や非言語によるコミュニケーションによって他者と関わり合う。

カリキュラム

# 自立

# 成長

# 安心

### 児童期 自覚的な学び

- ・学ぶことについての意識があり、集中する時間とそうでない時間(休憩の時間等)の区別が付き、自分の課題の解決に向けて、計画的に学んでいく。
- ・各教科等の学習内容について授業を通 して学んでいく。
- ・主に授業の中で、話したり聞いたり、読んだり書いたり、一緒に活動したりすることで他者と関わり合う。

### 幼児教育

- ・5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)を総合的 に学んでいく教育課程等
- ・子供の生活リズムに合わせた1日の流れ
- ・身の回りの「人・もの・こと」が教材
- ・総合的に学んでいくために工夫された環境構成 等

### 小学校教育

- ・各教科等の学習内容を系統的に学ぶ教育課程
- ・時間割に沿った1日の流れ
- ・教科書が主たる教材
- ・系統的に学ぶために工夫された学習環境 等

### 131

### 「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」(平成22年11月)のポイント

#### <幼小接続の課題>(文部科学省調査より)

- ほとんどの地方公共団体で幼小接続の重要性を認識(都道府県100%、市町村99%)。 0
- 0 その一方、幼小接続の取組は十分実施されているとはいえない状況(都道府県77%、市町村80%が未実施)。
- その理由・・「接続関係を具体的にすることが難しい」(52%)、「幼小の教育の違いについて十分理解・意識していない」(34%)、「接続した教育課程の編成に積極的 ではない」(23%)

### (報告のポイント)

### ①幼児期の教育と小学校教育の関係を「連続性・一貫性」で捉える考え方を示す

- ○教育基本法や学校教育法において、幼小の教育の目的・目標(知・徳・体)は連続性・一貫性をもって構成。
- ○幼小接続を体系的に理解するため、幼小接続の構造を[3段構造](教育の目的・目標⇒教育課程⇒教育活動)で捉える。
- 〇幼小の教育の目標を「学びの基礎力の育成」という一つのつながりとして捉える。
- 〇幼児期の教育と小学校教育では、**互いの教育を理解し、見通すことが必要**。(その際、幼児期の教育と小学校教育は、それぞれ発達の違いを踏まえ て教育を充実させることが重要であり、**一方が他方に合わせるものではないことに留意**。)

### ②幼児期と児童期の教育活動をつながりで捉える工夫を示す

- ○幼小を通した学びの基礎力の育成を図るため、
  - ・幼児期の終わりから児童期(低学年)にかけては「三つの自立」(学びの自立、生活上の自立、精神的な自立)を育成。
  - ・上記に加え、児童期においては、「学力の三つの要素」(「基礎的な知識・技能」、「課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等」、「主体的に 学習に取り組む態度」)<br/>を育成。
- 〇学びの芽生えの時期(幼児期)、自覚的な学びの時期(児童期)という発達の段階の違いからくる、遊びの中での学びと各教科等の授業を通した学 習という違いがあるものの、「人とのかかわり」や「ものとのかかわり」という直接的・具体的な対象とのかかわりで幼児期と児童期の教育活動のつな がりを見通して円滑な移行を図ることが必要。

#### 「人とのかかわり」における留意点

- ・ へとつかがイング」における自然点 く幼児期の終わり> 幼児の興味・関心や生活、協同性の育ち等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題を自分のこととして受け止め、相談したり互いの考えに折り合いを付けたりしながら、クラスやグループみんなで達成感をもって やり遂げる活動を計画的に進めることが必要。

### 「ものとのかかわり」における留意点

<幼児期の終わり>

- 幼児の興味・関心や生活等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題について、発達の個人差に十分配慮しつつ、これまでの生活や体験の中で感得した法則性、言葉や文字、数量的な関係などを組み合わせて課題を解決したり、場面に応じて適切に使ったりすることについて、クラスやグループみんなで経験できる
- 〇小学校入学時に幼児期の教育との接続を意識したスタートカリキュラムの編成の留意点を示す。
  - (幼稚園・保育所・認定こども園との連携協力(子供の実態や指導の在り方等について理解を深める等)、授業時間や学習空間などの環境構成等の工夫(15分程度の モジュールによる時間割の構成等)など)
- ○幼児期と児童期の教育双方が接続を意識する期間を「接続期」というつながりとして捉える考え方の普及を図る。
  - (**幼児期の年長から児童期(低学年)の期間における子供の発達や学びの連続性を踏まえて接続期を捉えることが必要**。なお、接続期の実際の始期・終期は各学校・ 施設において適切な期間を設定。)
- ③幼小接続の取組を進めるための方策(連携・接続の体制づくり等)を示す
  - 〇幼小接続の取組を進めるための方策として、**幼小接続のための連携・接続の体制づくり、教職員の資質向上(研修体制の確立)、家庭や地域社会との連携・協力** についてのポイントを示す。 132

### 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告) 幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿(参考例)

### (イ)健康な心と体

- (例)・体を動かす様々な活動に目標をもって挑戦したり、困難なことにつまずいても気持ちを切り替えて乗り越えようとしたりして、主体的に取り組む。
- ・いろいろな遊びの場面に応じて、体の諸部位を十分に動かす。
- ・健康な生活リズムを通して、自分の健康に対する関心や安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にする気持ちをもつ。
- ・衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動の必要性に気付き、自分でする。
- ・集団での生活の流れなどを予測して、準備や片付けも含め、自分たちの活動に、見通しをもって取り組む。

### (口) 自立心

- (例)・生活の流れを予測したり、周りの状況を感じたりして、自分でしなければならないことを自覚して行う。
- ・自分のことは自分で行い、自分でできないことは教職員や友達の助けを借りて、自分で行う。
- ・いろいろな活動や遊びにおいて自分の力で最後までやり遂げ、満足感や達成感をもつ。

#### (ハ)協同性

- (例)・いろいろな友達と積極的にかかわり、友達の思いや考えなどを感じながら行動する。
- ・相手に分かるように伝えたり、相手の気持ちを察して自分の思いの出し方を考えたり、我慢したり、気持ちを切り替えたりしながら、わかり合う。
- ・クラスの様々な仲間とかかわりを通じて互いのよさをわかり合い、楽しみながら一緒に遊びを進めていく
- ・クラスみんなで共通の目的をもって話し合ったり、役割を分担したりして、実現に向けて力を発揮しやり遂げる。

### (二) 道徳性の芽生え

- ・相手も自分も気持ちよく過ごすために、してよいことと悪いこととの区別などを考えて行動する。
- ・友達や周りの人の気持ちを理解し、思いやりをもって接する。
- ・他者の気持ちに共感したり、相手の立場から自分の行動を振り返ったりする経験を通して、相手の気持ちを大切に考えながら行動する。

### (木) 規範意識の芽生え

- (例)・クラスのみんなと心地よく過ごしたり、より遊びを楽しくするためのきまりがあることが分かり、守ろうとする。
- ・みんなで使うものに愛着をもち、大事に扱う。
- 友達と折り合いをつけ、自分の気持ちを調整する。

### (へ) いろいろな人とのかかわり

- (例)・小学生・中学生、地域の様々な人々に、自分からも親しみの気持ちを持って接する。
- ・親や祖父母など家族を大切にしようとする気持ちをもつ。
- ・関係の深い人々との触れ合いの中で、自分が役に立つ喜びを感じる
- ・四季折々の地域の伝統的な行事に触れ、自分たちの住む地域に一層親しみを感じる。

#### (ト) 思考力の芽生え

- (例)・物との多様なかかわりとの中で、物の性質や仕組みについて考えたり、気付いたりする。
- ・身近な物や用具などの特性や仕組みを生かしたり、いろいろな予想をしたりし、楽しみながら工夫して使う。

### (チ) 自然とのかかわり

- (例)・自然に出会い、感動する体験を通じて、自然の大きさや不思議さを感じ、畏敬の念をもつ。
- ・水や氷、日向や日陰など、同じものでも季節により変化するものがあることを感じ取ったり、変化に応じて生活や遊びを変えたりする。
- ・季節の草花や木の実などの自然の素材や、風、氷などの自然現象を遊びに取り入れたり、自然の不思議さをいろいろな方法で確かめたりする。

#### (リ) 生命尊重、公共心等

- (例)・身近な動物の世話や植物の栽培を通じて、生きているものへの愛着を感じ、生命の営みの不思議さ、生命の尊さに気付き、感動したり、いたわったり、大切にしたりする。
- ・友達同士で目的に必要な情報を伝え合ったり、活用したりする。
- ・公共の施設を訪問したり、利用したりして、自分にとって関係の深い場であることが分かる。
- ・様々な行事を通じて国旗に親しむ。

### (ヌ) 数量・図形、文字等への関心・感覚

- (例)・生活や遊びを通じて、自分たちに関係の深い数量、長短、広さや速さ、図形の特徴などに関心をもち、必要感をもって数えたり、比べたり、組み合わせたりする。
- ・文字や様々な標識が、生活や遊びの中で人と人をつなぐコミュニケーションの役割をもつことに気付き、読んだり、書いたり、使ったりする。

#### (ル)言葉による伝え合い

- 例)・相手の話の内容を注意して聞いて分かったり、自分の思いや考えなどを相手に分かるように話したりするなどして、言葉を通して教職員や友達と心を 通わせる。
- ・イメージや考えを言葉で表現しながら、遊びを通して文字の意味や役割を認識したり、記号としての文字を獲得する必要性を理解したりし、必要に応じて具体的な物と対応させて、文字を読んだり、書いたりする。
- ・絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わうことを通して、その言葉のもつ意味の面白さを感じたり、その想像の世界を友達と共有し、言葉による表現を楽しんだりする。

#### (ヲ)豊かな感性と表現

- (例)・生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにもちながら、楽しく表現する。
- ・生活や遊びを通して感じたことや考えたことなどを音や動きなどで表現したり、自由にかいたり、つくったり、演じて遊んだりする。
- ・友達同士で互いに表現し合うことで、様々な表現の面白さに気付いたり、友達と一緒に表現する過程を楽しんだりする。

134